

重要 熊本地震特別枠申請受付のみ 期間延長！ 8月10日(水)まで

以下のH28年度後期分授業料免除申請受付は、8月2日で終了しましたが、罹災証明書の発行が遅れている等でまだ申請をしていない学生は、**至急経済支援担当まで連絡してください。**

熊本地震特別枠

連絡・申請受付時間
平日8:30～18:15

平成28年度
後期分

被災された世帯の学生対象
授業料免除について

平成28年熊本地震により、災害救助法適用の地域で被災された世帯の学生で、家計急変のため修学が困難となった学生に対して、後期も引き続き授業料免除を実施します。

以下の「免除対象者」に該当し、申請を希望される方は、申請方法に留意の上、下記により申請してください。ただし、経済的に困窮と認定されない場合は、免除の対象とならないこともあります。

1. 免除対象者

- (1) 学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、公的機関発行の「罹災証明書」により、家屋が全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊等であると証明された方
- (2) 学資負担者が震災により死亡(行方不明を含む。)した場合
※「学資負担者」とは、学生本人の保護者(保証人)を示します。
※独立生計者(大学院生限定)は、本人所有の持ち家の場合のみ対象となります。(持ち家の証明が必要です。)
※留学生は、「免除対象者」に該当する場合は申請できます。

2. 申請方法 (被災程度により申請方法が異なります。)

- (1) 死亡・行方不明
熊本地震特別枠へ単願申請してください。
- (2) 全壊・大規模半壊
熊本地震特別枠へ単願申請してください。
- (3) 半壊・一部損壊
熊本地震特別枠及び一般枠(通常の授業料免除)を併願申請してください。罹災証明書に加えて家計基準も併せて審査を行います。経済的に困窮と認定されない場合は、免除の対象とならないこともあります。

被災程度により申請方法が
異なります。

要チェック！

3. 申請書類の受領について

- (1) 熊本地震特別枠
授業料免除ガイダンスで受領できなかった方は、ガイダンス終了後、学務課経済支援担当窓口で配付します。
熊本大学 HP からダウンロード可能です。
- (2) 一般枠(学力基準及び家計基準による通常の授業料免除制度)
授業料免除ガイダンスで受領できなかった方は、ガイダンス終了後、学務課経済支援担当窓口で配付します。
- (3) 上記の(1)(2)ともに、医学系・薬学系・保健学系の方は、ガイダンス終了後、所属の教務担当窓口でも配付します。

連絡先 学生支援部学務課経済支援担当

TEL : 096-342-2126, 2129 (黒髪キャンパス全学教育棟⑥番窓口)